

佐世保市立中学校及び
義務教育学校後期課程における
運動部活動の方針



平成31年4月

佐世保市教育委員会

はじめに

学校の運動部活動は、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、生徒に生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度を育み、体力の向上や健康増進、技能・技術の向上を図ることのできる教育活動の一つです。

また、学校における運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、生徒の健全育成を図るための教育活動の一助となっています。

一方で、部活動以外の放課後や休日の過ごし方も含めた多様な経験を積む機会や、効率的に時間を使えるように科学的トレーニングを取り入れた効果的な練習の導入の必要性、さらには、「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、運動部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

本方針策定の趣旨

- 本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象¹とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点にたち、運動部活動が以下の点を重視して地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指す。

- ◎知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ◎生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ◎学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 佐世保市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」に則り持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1 本方針は運動部活動を主な対象としているが、文化部活動については、平成30年度に文化庁より「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されて現在「文化部活動の在り方」に関して議論していることから、「本方針策定の趣旨」を含めた、「1 適切な運営のための体制整備」及び「3 適切な休養日等の設定」を当面準用する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針等の策定等

ア 市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び長崎県教育委員会「運動部活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、「佐世保市立中学校における運動部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、様式の策定等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員²の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務に関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、長崎県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において³研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付28ス庁第7

04号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

オ 市教育委員会は、長崎県教育委員会と連携し、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保のための研修等の取り組みを行う。

カ 市教育委員会及び校長は、法令に則り、教師の運動部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付 29文科初第1437号）」⁴を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を

踏まえた科学トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

-
- 4 当通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等」、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるように徹底すること等が示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

- ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体⁵が作成した指導手引⁶を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

5 スポーツ競技の国内統括団体

6 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」⁷も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、**週当たり2日以上**の休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上とし、家庭の日（**毎月第3日曜日**）は部活動を実施しない日（ノ一部活デー）と位置づけること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、**学期中に準じた扱い**を行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度**長期の休養期間**（オフシーズン）を設けること。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含まない。

イ 市教育委員会は、上記の基準のとおり定めた供用日及び活動時間を踏まえて、下記のウに関し、適宜支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に上げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各運動部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなどメリハリをつけること。

7 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、国の調査において生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること⁸、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁹ 中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部設置も検討すること。

具体的な例としては、より多くの生徒に運動の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教育委員会及び学校は、少子化に伴い、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を配慮する。

8 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保

健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学2年生女子の割合は19.4%で、このうち0分の割合は13.6%であった。

- 9 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

（2）地域との連携等

- ア 市教育委員会及び校長は、佐世保市と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、国や長崎県の動向も踏まえ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育（社会体育）に位置付けられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しむ場所が確保できるよう学校体育施設開放事業を推進する。
- ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育・スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 長崎県中学校体育連盟及び市教育委員会は、関係競技団体等と連携して学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を検討する。
- イ 校長は、本方針を踏まえ、大会参加の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。